

大阪市教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項により、次に掲げる委員を教育長の職務代理人として指名したので、教育長の職務代理人に係る職務の委任等に関する規則（平成28年大阪市教育委員会規則第39号）第1条の規定に基づき告示する。

令和7年6月2日

大阪市教育委員会
教育長 多田勝哉

教育長職務代理人の指名

次の者を教育長の職務代理人に指名する。

委員 大竹 伸一

なお、これに伴い、平成31年大阪市教育委員会告示第1号（教育長職務代理人の指名）は廃止する。

（教育委員会事務局総務部教育政策課）